（№　L-2020-013）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | | | | | | | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発　信　日　　2020年　8月　20日 | | | | | | | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会 社 名 | | | | | | | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | | | | | | | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名 | | | | | | |
| TEL:  連 絡 先  FAX: | | | | | | |
| 内訳明細に残数表示を可能にする追記 | | | | | | | | | | | | |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求内容】  実務に即した要求に基づき、内訳明細に残数表示を可能にする追記を行う。（以下、背景）   * CI-NET実装規約Ver.2.1 ad.8までの規定ではASPごとに、[1288]＝5、[1289]＝80の運用が統一されていなかった。（例：A社では全てコメント行（入力属性が値の欄でNullの場合、“空欄”を表示。B社では入力属性に応じて対応（入力属性が値の欄でNullの場合、“0”を表示。）。しかし、その運用で問題なかった。 * CI-NET実装規約Ver.2.2 ad.0への移行に際し、内訳明細に残数表示および残数計算をしようとすると、入力属性に応じた表示がされる必要があった。 * そこで、工事請負契約外請求メッセージのみを対象として、[1288]＝5、[1289]＝80の運用の個別ルールを要求する。（残数計算のニーズがある企業の対象ASPのみ、改修をするよう対象メッセージを設定）   + [1288]＝5、[1289]＝81および82は本文行として既に利用されている。また、新たに、[1288]＝5、[1289]＝83を新設すると、ASPベンダのシステム改修の負担や現行運用への影響があるため、上記の対応とした。   （1）改訂項目  [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せ  （2）改訂対象メッセージ  ~~建築積算依頼・建築積算回答・建築見積依頼・建築見積回答・設備見積依頼・設備見積回答・設備機器見積依頼・設備機器見積回答・購買見積依頼・購買見積回答・確定注文・注文請け・合意打切申込・合意打切承諾・一方的打切通知・出来高要請・出来高報告・出来高確認・立替金報告・立替金確認・請求・請求確認・支払通知・~~工事請負契約外請求・工事請負契約外請求確認~~・基本契約申込・基本契約承諾~~  （3）改訂内容  以下のとおり変更する。  ＜（工事請負契約外取引業務の場合）CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.8 　P481＞   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更前 | ＜本文＞  全メッセージ共通ルール  表B.Ⅸ- 23　補助明細コード   | 明細行の  種類 | [1289]  補助明細コード | 内容 | | --- | --- | --- | | 本体行 | 00 | （定義）  ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。  ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。  （用法上の注意）   * 1階層下に明細データを持つことができる。 * 金額集計の考え方は以下の通りである。 * 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする * 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする | | 仕様行 | 01～49 | （定義）  ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。  ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。  ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01､02､03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。  ・1階層下に明細データを持つことはできない。 | | 計行 | 90 | （定義）  ・金額の小計を記載する行である。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・1階層下に明細データを持つことはできない。 | | コメント行 | 80 | （定義）  ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・1階層下に明細データを持つことができる。 | | 本文行 | 81 | （定義）  ・約款等の内容を記載する行  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・本文行のみを別帳票で印字する。 |   契約外請求メッセージ個別ルール  以下を契約外請求メッセージの個別ルールとする。  ①明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ  [1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表参照に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。  表B.Ⅸ- 24　[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現   | 明細行の種類 | | [1288] | [1289] | 備考（工事請負契約外取引業務の場合） | | --- | --- | --- | --- | --- | | 内訳  明細 | 内訳明細本体行：　内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 5 | 00 | ・対応する明細データを持つことができない。  ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 | | 内訳明細仕様行：　内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。 | 5 | 01～49 | ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。   * 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、　02、　03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 * 対応する明細データを持つことができない。 | | 内訳明細コメント行：　内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 80 | * 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 * 対応する明細データを持つことができない。 | | 明細  (計行) | 内訳明細計行：　内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 90 | ・任意の位置に記載して良い。   * 同一階層内で､[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること｡同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は､同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること｡ * 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 | | | 変更後 | ＜本文＞  全メッセージ共通ルール  表B.Ⅸ- 23　補助明細コード   | 明細行の  種類 | [1289]  補助明細コード | 内容 | | --- | --- | --- | | 本体行 | 00 | （定義）  ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。  ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。  （用法上の注意）   * 1階層下に明細データを持つことができる。 * 金額集計の考え方は以下の通りである。 * 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする * 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする | | 仕様行 | 01～49 | （定義）  ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。  ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。  ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは01､02､03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。  ・1階層下に明細データを持つことはできない。 | | 計行 | 90 | （定義）  ・金額の小計を記載する行である。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・1階層下に明細データを持つことはできない。 | | コメント行 | 80 | （定義）  ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・1階層下に明細データを持つことができる。 | | 本文行 | 81 | （定義）  ・約款等の内容を記載する行  ・この行は金額集計の対象とならない。  （用法上の注意）  ・本文行のみを別帳票で印字する。 |   契約外請求メッセージ個別ルール  以下を契約外請求メッセージの個別ルールとする。  ①明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ  [1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表参照に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。  表B.Ⅸ- 24　[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現   | 明細行の種類 | | [1288] | [1289] | 備考（工事請負契約外取引業務の場合） | | --- | --- | --- | --- | --- | | 内訳  明細 | 内訳明細本体行：　内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。 | 5 | 00 | ・対応する明細データを持つことができない。  ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 | | 内訳明細仕様行：　内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。 | 5 | 01～49 | ・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。   * 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは01、　02、　03...という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 * 対応する明細データを持つことができない。 | | 内訳明細コメント行：　内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 80 | * 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 * 対応する明細データを持つことができない。 | | 明細  (計行) | 内訳明細計行：　内訳明細行のうち、金額の小計を表す行。金額集計の対象とならない。 | 5 | 90 | ・任意の位置に記載して良い。   * 同一階層内で､[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること｡同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行が無い場合は､同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること｡ * 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 |   ⑤内訳明細コメント行（[1288]＝5、[1289]＝80）についての取扱い  数量、単位、単価、金額など、各項目の属性(M属性､N属性等)の通りとし､属性通りに入力および表示できることとする。例えば、レンタルリースの内訳明細などは残数を数量で入力することができる。 | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）  【要求の理由】  　実務に即した要求に基づき、内訳明細に残数表示を可能にする追記を行う。  【既存ユーザ等への影響】  　影響はない。 |

（№　B/L-2020-013）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2020年8月20日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  内訳明細に残数表示を可能にする追記 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | ／ | 特になし |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ／ | 特になし |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | ／ | 特になし |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ／ | 特になし |
| ⑤即時の対応が可能か否か | ／ | 特になし |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ／ | 特になし |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ | 特になし |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ | 特になし |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ | 特になし |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ | 特になし |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ | 特になし |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ | 特になし |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ／ | 特になし |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜承認＞　※2020年度標準委員会第1回（2021/10/27)にて決定  特に意見がなかったため、承認とされた。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |